

個品割賦購入あっせん契約等における  
紛争事件(家具販売会社の倒産をめぐる紛争)

# 報 告 書

昭和59年9月17日

東京都消費者被害救済委員会

## 目 次

第1	紛争解決の審議経過及び結果について	1
第2	個品割賦購入あっせん契約等における紛争事件について (家具販売会社の倒産をめぐる紛争)	2
1.	当事者の表示	2
2.	紛争の概要	2
(1)	第1号案件 申立人Aの主張	2
(2)	第2号案件 申立人Bの主張	4
(3)	第3号案件 申立人Cの主張	5
(4)	第4号案件 申立人Dの主張	6
(5)	相手方Fクレジットの主張 (第1号案件ないし第4号案件に対し)	7
(6)	E家具店(倒産)について	9
3.	あっせん部会の審議状況	9
4.	あっせん内容	11
5.	あっせん成立に当たっての部会のコメント	12
＜参考資料＞		
1.	東京都消費者被害救済委員会審議経過	21
2.	同 あっせん部会審議経過	22
3.	東京都消費者被害救済委員会委員名簿	24

## 第1 紛争解決の審議経過及び結果について

東京都消費者被害救済委員会は、昭和59年5月9日付59生消安救第2号をもって、知事から「個品割賦購入あっせん契約等における紛争事件（有限会社E家具センターの倒産をめぐる紛争）」4件（以下「第1号案件」ないし「第4号案件」という。）についての処理を付託された。救済委員会は、これらの紛争案件を速やかに解決するため、直ちに学識経験者委員3名、消費者委員及び事業者委員各1名をもって構成するあっせん部会を設け、あっせんによる解決を図った。

あっせん部会は、昭和59年5月30日の第1回部会以降計6回の部会を開催し、この間、紛争当事者から事情聴取をするとともに、各々の当事者から任意に提出された契約書等の関係書類に基づき、紛争内容について慎重に審議した（なお、有限会社E家具センターからの事情聴取は、同社の代表者及びその関係者が、倒産後、行方不明となっているためできなかった。）。

そして、同年7月6日開催の第4回あっせん部会において、相手方Fクレジット株式会社に対し、部会の見解及びあっせん案を提示し、これにより本件紛争を解決するよう求めたところ、同年7月26日付の文書で同社より、あっせん案を受諾する旨の回答があった。

そこで、同年7月31日開催の第6回あっせん部会において、申立人らの同意を得、同日、倒産した有限会社E家具センターを除く紛争当事者による協定書への調印が行われた。

当委員会は、同年9月17日あっせん部会から本件の処理経過及び結果について報告を受け、これを了承した。

## 第2 個品割賦購入あっせん契約等における紛争事件について

(家具販売会社の倒産をめぐる紛争)

### 1 当事者の表示

#### <第1号案件>

申立人(消費者) A(主婦)

相手方(販売会社) 有限会社E家具センター

(通称)E家具店

相手方(クレジット会社) Fクレジット株式会社

#### <第2号案件>

申立人(消費者) B(OL)

相手方らは第1号案件と同じ

#### <第3号案件>

申立人(消費者) C(主婦)

相手方らは第1号案件と同じ

#### <第4号案件>

申立人(消費者) D(OL)

相手方らは第1号案件と同じ

### 2 紛争の概要

(1)ないし(4)に申立人の主張を記し、(5)に相手方Fクレジット株式会社の主張を記す。なお、相手方E家具店は、(6)に記すとおり、当あっせん部会に出頭しなかった。

(1) 第1号案件・申立人A(契約上の当事者、夫)の主張

① 申立人は、昭和58年8月20日相手方E家具店(ただし、法律上の契約者は有限会社E家具センター、以下「E家具店」という。)の店舗

におもむき、下駄箱(代金52,500円、但しクレジット手数料2,500円を含む。)の購入契約を締結し、同時にこの購入契約書と一連となっている相手方Fクレジット株式会社(以下「Fクレジット」という。)のクレジット申込書に署名し、5回均等払いで返済することとした(なお、契約書及び購入代金の口座振替依頼に関する書類への印については、納品の際捺印することとした)。

その際、購入家具は、E家具店がメーカーから取り寄せるため同年8月末までには納品するとのことであったが、同店が同月25日頃倒産したため、同家具店から家具の引渡しを受けていない。

② 一方、Fクレジットからは、購入契約後、契約についての確認の電話があったので、その際、申立人は、購入商品については、まだ、受け取っていない旨答えた。

③ 申立人は、昭和58年9月2日、東京都消費者センターに本件に関し相談した。

④ その後、昭和58年10月3日及び同年11月4日の2回にわたり各10,500円(毎月の割賦代金)が申立人の預金口座からFクレジットの口座へ振替えられたため、購入家具が納品されない以上支払えないとして申立人の預金口座を廃止し、その後の支払いを停止した。

その結果、申立人は〇〇簡易裁判所からFクレジットが申立てた昭和59年3月13日付の支払命令の送達を受けたので、申立人はそれに対し異議の申立てをした。現在、同裁判所で昭和〇〇年( )第〇〇号貸金請求事件として係属している。

⑤ 申立人は、E家具店が購入商品を納入してくれれば本件購入代金を支払う意思を有していたが、購入家具が納品されない以上、Fクレジットに対する、割賦金を支払う意思はない。

従って、申立人の預金口座よりFクレジットの口座に振替えられた21,000円についても返還を要求する。なお、契約書及び預金口座振替に関する書類への捺印は、納品の際捺印することとなっており、これら

の書類に捺印していないにもかかわらず21,000円が申立人の預金口座からFクレジットの口座に振替えられた手続については納得がいかないが、以前に同店から家具を買い、その際クレジットを利用したことがあるので、そのために今回の分も捺印がないまま引落されたのかも知れないと考えている。

(2) 第2号案件・申立人Bの主張

- ① 申立人は、昭和58年8月11日、E家具店の店舗におもむき頭金10,000円を支払い、婚礼用に洋ダンス外3点の購入契約（代金172,750円、但しクレジット手数料7,750円を含む。）を締結し、同時に購入契約書と一連となっているFクレジットのクレジット申込書に署名捺印した。その際、購入家具の納品については、新居に引越す予定であるので新居決定後の同年9月始め頃とし、購入残代金（162,750円）はボーナス時一括払いとして、その期日を昭和59年1月6日から7日とした。
- ② 申立人は昭和58年8月26日頃、E家具店に対し、新住所へ同年9月2日に納入してくれるよう連絡した。しかし、9月2日に納品がなかったため、同日、E家具店へ催促に行き、同家具店が倒産したことを知った。現在に至るまで購入商品の引渡しを受けていない。
- ③ 一方、Fクレジットからは、購入契約後、契約についての確認電話があり、また、E家具店倒産後の昭和58年9月頃、再度Fクレジットから「支払いは1月ですがクレジット契約により立替代金は支払ってもらわなければ困る」との電話があった。申立人は「品物が来れば支払うが、品物が来ない以上、支払わない」旨答え、支払いを拒絶した。昭和59年1月頃支払いの督促が書面で来たので、申立人は昭和59年1月7日東京都消費者センターにおもむき、本件について相談し、昭和59年1月11日付内容証明郵便にてFクレジットに対して再度、商品が納入されない以上支払う意思はない旨回答した。
- ④ その後、申立人は〇〇簡易裁判所からFクレジットが申立てた昭和59

年2月7日付の支払命令の送達を受けたので、申立人はそれに対し、異議の申立てをした。現在、同裁判所で昭和〇〇年(第〇〇号)貸金請求事件として係属している。

(3) 第3号案件・申立人C(契約上の当事者、夫)の主張

① 申立人は、申立人の夫と共に昭和58年7月18日、E家具店の店舗におもむき、応接セット外2点の購入契約(代金324,000円)を締結し、同時に購入契約書と一連となっているFクレジットのクレジット申込書に署名捺印した。

その際、納品については、購入予定マンションへの入居時期の昭和59年3月とし、購入代金の支払いについては、昭和58年9月3日一括払いとした。

② しかし、その直後申立人は入居予定のマンションの部屋へおもむき部屋の大きさを実際にはかってみた結果、購入家具が大きすぎて入らないことがわかったので、昭和58年7月24日頃E家具店に対し、電話で契約の解除を申入れた。これに対し、同店も契約解除について同意し、Fクレジットに対しても、その旨伝えるとのことであった。なお、申立人は、この時点で契約の解除が成立したものと考え、契約書等の関係書類を破棄した。

③ 申立人は、昭和58年9月5日、Fクレジットから「銀行振り込みが落ちていない。」との連絡を受けたので、その際「契約は解除している」旨答えた。その後同月12日、Fクレジットから再度「品物は受け取っているか」との電話があったので「品物は受け取っていないし、契約は58年7月に解除されている」旨答えた(この時点で申立人は初めてE家具店の倒産を知った)。その後も昭和58年9月か10月頃、Fクレジットの社員が直接申立人の自宅へ品物を受け取っているかどうかの調査に来た。

④ 以上の経過を経て、申立人は〇〇簡易裁判所からFクレジットが申立てた昭和58年12月16日付の支払命令の送達を受けたので、それに

対し異議の申立てをし、現在、同裁判所で昭和〇〇年(ハ)第〇〇号貸金請求事件として係属している。

- ⑤ なお、申立人は、本件が訴訟へ移行した後の昭和59年3月2日、東京都消費者センターへ相談した。

(4) 第4号案件・申立人Dの主張

- ① 申立人は、昭和58年6月12日、E家具店の店舗におもむき婚礼用洋ダンス外1点の購入契約(代金420,000円)を締結し、頭金として20,000円を支払い、同時に購入契約書と一連となっているFクレジットのクレジット申込書に署名した。

その際、納品については、新居が決まり次第届けて貰うこととし、購入残代金(400,000円)の支払いについては、昭和58年10月3日一括払いとした。

- ② その後、新居が決まったので、昭和58年9月15日と16日の両日、納品についてE家具店に電話をしたが、通じなかったため、9月16日、Fクレジットへ電話をし、そこで初めてE家具店の倒産を知った。

その際、申立人は、Fクレジットに対し「品物は受け取っていないので契約を解除する」旨伝えるとともに、同日、東京都消費者センターにおもむき本件について相談をし、昭和58年9月16日付内容証明郵便でFクレジットに対しE家具店の倒産により商品引渡債務が履行不能となったので契約を解除する旨、またFクレジットがE家具店に代って申立人が契約した家具を引渡してくれるなら代金の支払いをする旨の書面を送付した。

- ③ その後、昭和58年11月26日付でFクレジットから支払いについての催告書が送付されたが、申立人はそのまま放置しておいた。ところが、申立人は、〇〇簡易裁判所からFクレジットが申立てた昭和58年11月10日付の支払命令の送達を受けたので、それに対し異議の申立てをし、現在、〇〇簡易裁判所(申立人の住所変更により管轄裁判所変更)で昭和〇〇年(ハ)第〇〇号貸金請求事件として係属している。

(5) 相手方Fクレジットの主張(第1号案件ないし第4号案件に対し)

- ① 相手方Fクレジットは、E家具店と昭和55年2月21日、加盟店契約を締結している。同店と契約するに至ったのは当社からの申し出であったと思う。そしてE家具店は、当社の外1~2社のクレジット会社とも取引契約があった。購入者が、契約中の数社のクレジット会社のどれと契約するかは、専ら、E家具店が決定していたものである。
- ② 契約書の印刷(契約書右下の「E家具店」の表示記入を含む。)は当社で行い、当時は無償でE家具店に交付していた。契約書冒頭の「ハッピーライフプラン」なる名称は、E家具店の社長が考えたものである。
- ③ 購入者からのクレジットの申込は、同社の社員がE家具店へ2日ないし3日に一遍巡回し、同店よりクレジット申込書を受取ってくる。そして、購入者(クレジット申込者)に対し、契約の内容等を電話で確認し、さらに社内の審査基準に照し、申込者と契約してもよいとなれば、その旨E家具店に連絡し、申込者の購入代金の立替払いをしている。当社からE家具店への支払いは、例えば第1号案件では20日めの25日払いであった。
- ④ 本件紛争の当事者である申立人らについても、全く通常の手続を経て契約を承認した。即ち、
  - ア 第1号案件(A事案)及び第2号案件(B事案)については、購入契約当日の昭和58年8月20日及び同月11日に、それぞれ申立人に契約確認の電話をし、家具は2~4日で当然納品される前提のもとでE家具店に購入代金の立替払いをしている。E家具店の倒産を当社が知ったのは、昭和58年8月29日である。
  - イ 第3号案件(C事案)については、昭和58年7月18日申立人に対し契約確認をし、E家具店に購入代金の立替払いをしている。ところで、申立人は、契約をしたが、その後契約を解除したと主張しているが、この点については否認する。

当社は、契約成立後、本社から直接申立人に対し、支払いの内容等

の明細を記した文書を送付しており、その文書の中にも「ご不審な点がありましたら、お電話して下さい」と表示している。しかし、E家具店からは勿論のこと、申立人からも何の連絡も受けていない。従って契約が成立していることを前提としてE家具店に対し購入代金について立替払いをした。申立人から当社へ意思表示がしてあれば当然立替払いはしていない。

ウ 第4号案件(D事案)については、申立人は、昭和58年6月12日E家具店と婚礼家具の購入契約をしており、同月15日か16日当社の社員がE家具店から申立人のクレジット申込書を受け取ってきた。申立人に対し、同月16日勤務先に確認電話をし、その後E家具店に購入代金の立替払いをした。

申立人は購入商品の納入期日を昭和58年10月頃にしていただようであるが、当社は申立人から納品期日については何ら連絡を受けておらず、当社としては当然申立人に納品されていたものと考えていた。納品期日については申立人とE家具店の両者の約束で当社としては納品時期については立入りようがない。

⑤ 以上の理由から当社は申立人らに対し支払請求権を有するものであり、下記のとおり現在申立人らに対し貸金請求事件を〇〇及び〇〇簡易裁判所へ、それぞれ提起している。

裁判所請求事件一覧

A (当事者名・夫)

〇〇簡易裁判所

昭和〇〇年(ハ)第〇〇号貸金請求事件

請求金額 31,230円

B

〇〇簡易裁判所

昭和〇〇年(ハ)第〇〇号貸金請求事件

請求金額 162,750円

C (当事者名・夫)

〇〇簡易裁判所

昭和〇〇年( )第〇〇号貸金請求事件

請求金額 324,000円

D

〇〇簡易裁判所

昭和〇〇年( )第〇〇号貸金請求事件

請求金額 400,000円

⑥ E家具店に交付していた契約約款が、いわゆる抗弁権の切断をうたった旧契約約款となっているのは他意はなく、新約款への切りかえが遅れたものであり、新約款に準じて取り扱うことについて異議はない。また今回の割賦販売法の改正についても十分了解しており、本件に当たっても、基本的にはこれを前提にして円満な解決を図りたいと考えている。

⑦ 但し、改正割賦販売法第30条の4は、いわゆる消費者の抗弁権の接続を認め「当該指定商品の販売につきそれを販売した割賦購入あっせん関係販売業者に対して生じている事由をもって、当該支払の請求をする割賦購入あっせん業者に対抗することができる。」旨を定めているのみで、既払金の返還(現状回復義務)まで認めたものではない。従って、改正割賦販売法の立場からは、当社に合意解約並びに既払金返還義務はないものとする。

(6) E家具店(倒産)について

相手方E家具店は、倒産後、代表者は行方不明であり、また、その社員も既に退職し他に就職しており、本件紛争の相手方として行動しえない状況にあるところから、同店関係者からの事情聴取は出来なかった。

### 3 あっせん部会の審議状況

当あっせん部会は、昭和59年5月9日、本委員会から付託された前記当

事者間の表記紛争案件について6回にわたって、あっせん部会を開催し、その間、各申立人及び相手方Fクレジット社員G氏、同H氏から事情聴取するとともに、各々の当事者から任意に提出された契約書等の関係書類に基づき慎重に審議検討した。

なお、紛争当事者のうち相手方E家具店については、昭和58年8月25日頃における同店の倒産後、代表者その他の関係者の所在が不明であり、連絡をとることが不可能であったため事情聴取ができなかった。そこで、当部会としては、このあっせん手続においては同店を除外して、各申立人と相手方Fクレジットとの間の関係につき、あっせんによる解決を図る方針をとることとした。

その結果、各当事者の主張は、前記2に要約したようなものであることが明らかになったが、各申立人と相手方Fクレジットの主張の間には重要な点について隔たりが見られ、現に相手方Fクレジットの各申立人に対する訴訟も係属中であることから、両者の歩み寄りまでには、なお相当の距離があると思われた。

ただし、相手方Fクレジットは、当初から、本委員会による手続の進行中は、上記訴訟の期日を延期する処置を採ることを承諾し、あっせん手続に協力的な姿勢を示したし、事情聴取の過程においても、当部会から説明した問題点、あるいは各申立人の立場、事情に対してもよく理解し、これを尊重する態度を表明した。

そこで、当部会としては、鋭意問題点を検討し、後記5に示したような考え方をとり、それに基づき、後記4のようなあっせん案を作成した。その内容は、結果的には相手方Fクレジットの全面的譲歩を求めるものであったので、同社に対しては、特に後記5の関係部分をも示して理解を求めたところ、7月26日付の文書によって受諾の回答が得られた。その際、同社からは、第1号案件における既払金の返還に関して、前記2(5)⑦に掲げたような主張が重ねて述べられた。

しかし、相手方Fクレジットからは、結論的には当該金額の返還にも応じ

てよい旨の表明がなされたので、あっせんが成立する運びとなったものである。

当部会としては、各当事者の良識ある協力を評価し、紛争が円満に解決したことを喜びとするところである。

#### 4 あっせん内容

- (1) 申立人4名と相手方Fクレジットは、本あっせん成立と同時に、各本件家具に関するクレジット契約を、それぞれ合意解約する。
- (2) 相手方Fクレジットは、申立人4名に対してなした下記貸金請求事件における各請求権を放棄し、本あっせん成立後遅滞なく各訴を取下げるものとし、申立人らはそれぞれ右取下げに同意する。
- (3) 相手方Fクレジットは、申立人Aに対して、本あっせん成立後直ちに、金21,000円を返還する。
- (4) 申立人4名と、相手方Fクレジットとの間には本あっせん条項以外に何らの債権債務のないことを相互に確認する。

#### 裁判所請求事件一覧

A (当事者名・夫)

〇〇簡易裁判所

昭和〇〇年( )第〇〇号貸金請求事件

請求金額 31,230円

B

〇〇簡易裁判所

昭和〇〇年( )第〇〇号貸金請求事件

請求金額 162,750円

C (当事者名・夫)

〇〇簡易裁判所

昭和〇〇年( )第〇〇号貸金請求事件

請求金額 324,000円

D

〇〇簡易裁判所

昭和〇〇年(ハ)第〇〇号貸金請求事件

請求金額 400,000円

## 5 あっせん成立に当たっての部会のコメント

### (1) 今回の事案の特徴

今回の4つの事案における共通点は、次のとおりである。

- ① 申立人らは、いずれも相手方E家具店(ただし、法律上の契約者は、有限会社E家具センター。E家具店は通称として使用されていたとみられる。)の店舗におもむき、そこで家具を購入する契約をした。しかし、同店が倒産したので、購入商品は届けられていない。
- ② 相手方Fクレジットは、E家具店との間に基本契約を結び、同店の購入者に対しクレジットを供与する取引関係にあった。そして、申立人4名はいずれも同社とクレジット供与の契約を結んだ。
- ③ Fクレジットは、申立人らの家具購入代金をE家具店に支払ったので、申立人らに対してそれぞれ所定の支払期日に返済の請求を行った。  
これに対して、申立人らは、購入商品を受け取っていないことを理由に支払いを拒絶している。
- ④ Fクレジットは、申立人らに対して支払命令の申立手続をとり、申立人らの異議申立によって、目下各裁判所に本訴が係属中である。但し、本委員会のあっせんが開始されたので、当事者双方の申立てにより訴訟はすべて期日延期の措置がとられている。

### (2) 商品販売契約とクレジット契約の関係

- ① 本委員会では、昭和56年10月15日付報告書及び昭和57年3月19日付報告書において、訪問販売についてであるが、商品販売契約とクレジット契約がセットになって結ばれたケースについてその実態を分析し、両契約は一体不可分の関係にあると考えるのが妥当であることを指摘した(昭和56年報告書8～9頁)。そして、消費者は販売契約上のクレームがあったときは、クレジット契約上の支払いを停止できるのはもちろ

ん、さらに、販売契約が履行されず、消費者からこれを解除できる場合には、当然クレジット契約も解除されなければならない。そして、クレジット契約が解除されれば、クレジット会社は原状回復義務として既に支払いを受けた割賦金を消費者に返還すべきである（昭和57年報告書16～17頁）との考えを明らかにした。

- ② 最近、割賦販売法の改正が成立し（但し、現時点では未施行）、第30条の4として、購入者は販売業者に対して生じている事由をもって、クレジット会社に対抗することができるものとするのが明文化された。このことは、多発している消費者とクレジット会社との間の紛争について、便宜的に緩和策を講じたものではなく、前記の販売契約、クレジット契約一体論が妥当であることを認めて、これを前提としてまず、最も基本的な抗弁の接続を明文化したものと評価すべきであると考えられる。ただし、購入者がクレジット会社に対してクレジット供与を依頼するのは、自分に販売業者に対する代金支払債務があることを前提としてである。自分にそのような債務がなければクレジット供与の依頼をしたり、契約を結ぶはずがない。そして、購入者は、販売契約が完全に履行されてこそ代金を支払う義務があると考えるのは全く当然のことであって、完全に履行されない購入契約について、代金だけを切りはなして支払いに応ずることなどありえないからである。

- ③ ところで、本案件はいずれも申立人がE家具店の店舗に出向いて購入契約した店舗売買であり、これにクレジットがくまれたケースである。

このような店舗売買であっても、購入契約とこれと同時に締結されたクレジット契約は、一体不可分の関係にあるとみてよいことは先の訪問販売の場合と全く同様である。即ち、

- (ア) 店舗販売会社は、事前に特定のクレジット会社と基本契約を締結しており、両会社は継続的な信用取引関係にあると考えられる。

なお、E家具店は複数のクレジット会社と提携していたが、この場合にも、E家具店と複数のクレジット会社の関係は上記の関係となる

ら異なるところはないと考えられる。個々の販売契約成立のさいに、どのクレジット会社を選択するかは、専ら、E家具店の判断により定められ、購入者が選ぶということはなかったと認められる。

- (イ) 商品販売契約書とクレジット申込書は一連の用紙で同時に作成できるように作られており、クレジット会社が作成、提供している。
- (ウ) クレジット会社の社員は店舗には常駐せず、専ら、店舗販売会社の社員が購入者に対して商品の購入と同時にクレジットの申込を勧誘する。割賦の条件も、同社員が予めクレジット会社との間で協定された条件に従って設定する。

従って、クレジット会社が購入者に接触して、自社のクレジットを受けるよう勧誘するという事実はなく、すべて販売業者によって行われる。購入者としては、甚しい場合にはクレジット会社の存在を全く意識せず、また知っていても直接の契約の相手方としてでなく、単に割賦代金の支払先としてしか意識していない。

- (エ) 消費者は、代金を即時に一括現金で支払う場合以外には、当該店舗が(ア)によって契約しているクレジット会社を利用しなければならず、これと分離して消費者が独自のクレジット会社を指名契約することはない(仮りに消費者が独自の判断で別個にクレジット会社を選択し、これと交渉し、クレジット契約を締結した場合には、最早、購入契約との一体論は成立しなくなるので、別論であることはいうまでもない)。

これに対して、クレジット会社は、消費者の申込みにつき独自の調査により諾否を決する権利を保留している。

- (オ) そして、クレジット会社が代金を販売業者に支払うと、商品の留保された所有権は消費者でなくクレジット会社が持つことになる(但し、本件における契約書上は、担保の目的であると記されている)。
- 以上総合すると、本案件のような場合にも販売契約とクレジット契約は、やはり、一体不可分の関係にあるとみるのが相当である。

- ④ 以上の結果、本案件はいずれも購入者である申立人がクレジット会社

に対して購入契約上の抗弁を主張して支払いを拒むことができるものと認めるべきである。

- ⑤ 4つの事案いずれにおいても、契約約款としては、昭和55年に改正される以前のいわゆる旧標準約款が用いられており、これによると商品の瑕疵故障は、一切販売業者との間で処理するものとし、購入者はこれを理由にクレジット会社に対する支払いを怠ることはないものとされている。しかし、この点については、相手方も新標準約款に準拠することに異議ない旨、および今回改正になった割賦販売法の新しい第30条の4の規定の精神を尊重する旨を当部会に対して申述している。当部会としても、この申し出を評価して受けとめ、その趣旨に立って解決をはかることとした。

(3) 購入商品の引渡しの有無と代金の支払関係

- ① 4つの家具購入契約についてみると、契約は58年6月ないし8月に結ばれたが、商品の配達は同年8月末(Aの事案)、9月ないし10月で新居決定時(B、Dの事案)、さらには59年3月(Cの事案)とされていた。しかし、E家具店が8月25日頃に倒産して、これらが全く履行されていない。

そこで、紛争における中心の問題は、本案件の状態は未だ商品の引渡しがないとみるべきか、あるいは、商品の引渡しは既に行われたが、購入者の都合でE家具店がこれらの家具を預かっていた状態かということになる。

- ② 業者間の売買は別として、消費者が商品を購入するのは、その商品を自己のために、かつ、商品の用法に従って使用するためである。従って、消費者にとって、引渡しとは、原則として、商品が現実に消費者の手中に交付され、消費者がこれを使用しうる状態におかれることを意味すると考えるべきであろう。

さらに家具のような商品の場合は、消費者が自分の力でこれを自宅に持ち帰るということは殆どありえないことにも留意する必要がある。か

えて販売業者が消費者の自宅（又は指定の場所）へ搬入するのが通常の引渡方法であり、運搬費用も販売業者が負担するのが通常である。

また、運搬の方法のみでなく配達期日も、契約直後ではかならずしもなく、新しい住居に入居可能の時とか、結婚の挙式前後とかに指定されるのはよくあることで、日数的にみても半年とか1年先となる場合もまれではない。このような場合でも、販売業者は特段保管料を請求することはない。

つまり、これらの事情からすれば、購入者が家具を購入した後直ちにその家具につき引渡しを受けないでいるという状態は、決して消費者がいったん引渡しを受けたうえで販売業者に保管を依頼していた関係ではなく、むしろ、販売業者の方がとにかく販売契約をとりきめておき、商品の引渡し配達は、消費者の指定日に指定場所まで搬入して行うという関係にあるとみるべきである。

勿論、購入者が販売業者からの商品引渡しを正当な理由なく拒絶し、その結果購入者の責に帰すべき事由により引渡しが不能な状態に陥った場合とか、購入者がいったん販売業者から引渡しを受け、従って販売業者の商品引渡義務が完了した後に、あらためて販売業者に引渡されて、保管が依頼されたなど特別の事情が有する場合は別論となることはいうまでもない。

具体的に本案件についてみると、契約成立時に各申立人に購入家具が引渡されたとみなしうるような特段の行為や事情は一切認められない。従って、4件とも、購入商品はいまだ引渡されていないというべきである。

- ③ ところで、クレジット会社は、消費者のために消費者に代って購入代金を販売会社に支払ったと主張する。たしかに契約文言上はそうなっている。しからば、その代金の支払日は誰がどのようにして決めたのであろうか。購入代金の支払期日であれば、本来、消費者と販売業者との間において、主として支払者である消費者の都合にあわせて決定さるべき

ものである。ところが、実際には、この支払方法は販売業者とクレジット会社との間においてあらかじめ締結されている基本契約によってとり決められており、消費者はその決定にあずからないのは勿論のこと、いつ、いかなる方法で、いくら支払われるかということを知らされていないのである。

もし、このことによって、商品を受け取っていないことを抗弁できなくなるとするならば、消費者としては、代金の支払いを商品の引渡しとの同時履行を主張することによって取引の危険を防止できるという買主としての基本的権利すら奪いさられてしまっているという極めて不利な立場におかれてしまったことになる。一方、クレジット会社においては、商品引渡しという販売契約上最も重要な問題にすら何ら関心を払うことなく、単に契約の成立だけを確認すればよいという安易な態度をとる傾向に陥ることになる。

- ④ 当部会としては、販売会社とクレジット会社の関係の真相は、むしろ商品売買代金債権を担保とした資金供給関係であるとみるのが妥当であると考え。従って、クレジット会社が売買契約上の問題（引渡しの有無、中途解約の有無、引渡された商品の瑕疵の有無等）を確認しないまま販売業者に代金相当額を支払うことは妥当とはいえない。消費者との紛争防止の観点からも、少なくとも購入商品の引渡しが完了したことをクレジット会社が消費者に確認した後において、クレジット会社は販売業者に代金相当額を交付すべきである。もっとも、このような確認をしないで支払ってしまうこともクレジット会社の自由であるが、それによって蒙る危険損失は、クレジット会社と販売業者との間においてのみ解決すべきものであって、消費者にその損失を転嫁すべきものではない。このように考えても、クレジット会社は基本契約を締結する相手方である販売業者の信用度を不断に調査し、必要に応じ担保を徴するとか保険に加入するとか、割引率を高めるとかの手段をとって貸倒れ防止の方策をとることが可能なのであるから、クレジット会社に対して酷な要求で

はないと確信する。

- ⑤ 本件の場合、E家具店の倒産によって、購入者にとっては購入商品の引渡しを受けられないことの損失、クレジット会社にとっては資金回収が不能となったことの損失が発生したわけであるが、この損失をどちらが負担すべきかといえ、上乗考察してきたことからみて、クレジット会社が負担するのが妥当であるとの結論に到達するのである。

#### (4) 個別的判断

##### ① 申立人Aのケース

昭和58年8月20日に購入契約を結び、商品を取り寄せの上、8月末頃までには配達される約定であったが、8月25日頃にE家具店が倒産して商品が届けられなかった。このようなケースにおいて、8月25日にFクレジットがE家具店に代金を支払ってしまったことにつき申立人に落度があるということは全くできない。10月3日及び11月4日に各10,500円がFクレジットの口座に振替えられているが、これは申立人に返還されるべきである。

なお、既払金の返還に関しては、あっせん過程において、相手方Fクレジットから改正割賦販売法第30条の4は、既払金の返還を義務としていないとの主張がなされたこと前記のとおりである。この点について、当部会としては、上乗述べてきたとおり、本件のように商品引渡義務の履行のないまま振込みが行われてしまった分割代金は、返還されるのが妥当であるという見解に立っている。このような見解の対立はあったが、結果的には、相手方が返還に応ずることを承諾し、あっせんが成立したことは上述したとおりである。

##### ② 申立人Bのケース

昭和58年8月11日に新婚家庭用の家具を購入する契約をし、その引渡しを新居決定の時期である58年9月初め頃と定めたもので、このことはごく自然のことである。その引渡時期以前にE家具店が倒産して商品の引渡しを受けなかった以上、申立人に支払い義務はない。

なお、手金として支払った1万円の返還はE家具店に対して請求する  
ほかない。

③ 申立人Cのケース

このケースには若干特殊性が認められる。すなわち、申立人は、E家具店との間で昭和58年7月18日にいったん購入契約を結んだ。納入時期は、昭和59年3月頃の予定であった。しかし約一週間後に電話で解約を申し入れた。その理由は、購入予定のマンションにおもむき部屋の大きさ、購入家具の大きさを測定したところ、購入家具が大きすぎて部屋に入らないことが分ったからである。申立人は、これにつきE家具店の了承をえていると申述している。しかし、7月18日における契約は単なる予約のようなものでなく、明瞭な契約が成立しているのであるから、電話による解約申入れで済んだものとしたのは、いささか慎重さの欠ける処理であったとも考えられる。しかしながら、一般に家具を購入するばあい、素人の消費者は展示場の大きさや周囲の雰囲気によって家具の選定を誤りがちであり、自宅の部屋のスペースを殆ど忘れてしまっていることはありがちなことである。従って、専門店であるE家具店が、商品の選定にあたってはもっと適切な注意を払い、購入前に使用予定の部屋を正確に測定してくるよう忠告してもよかったと思われる。従って、本購入契約は、部屋を測定の結果不適切であれば何時でも解約できる旨の保留つきの契約であったとみる方が妥当と思われる。しかし、一步譲ってこれが確定的な売買契約であり、また解約の申し出が不十分なものであったとしても、購入商品は全く申立人に引渡されていない現状からみて、申立人に代金支払義務はないとするのが妥当である。

④ 申立人Dのケース

購入契約は婚礼家具であり、昭和58年6月12日になされ、商品は58年9月ないし10月、新居決定次第配達される筈であった。従って、②のケースと全く同様であって、申立人に何らの落度もない。

かえって、申立人は、E家具店倒産後直ちに消費者センターに相談し、

Fクレジットに対し内容証明郵便で支払いを拒絶するなど適切な対応をしていたものと認められる。

なお、手金として支払った2万円の返還はE家具店に対して請求するほかない。

(注) 当事者名等については、本印刷では記号を用いた。

＜参 考 資 料＞

1 東京都消費者被害救済委員会審議経過

開 催 日	審 議 内 容
<p>昭和59年5月9日 (水)</p>	<p>1. 知事から付託された「個品割賦購入あっせん契約等における紛争事件（有限会社E家具センターの倒産をめぐる紛争）」4件について審議</p> <p>2. 委員会に上記紛争案件の処理のため「あっせん部会」を設置</p> <p style="padding-left: 40px;">あっせん部会の構成（委員5名）</p> <p style="padding-left: 80px;">部会長 清 水 誠（学識経験者委員）</p> <p style="padding-left: 80px;">委 員 野 村 宏 治（ ” ）</p> <p style="padding-left: 80px;">” 上 村 正 二（ ” ）</p> <p style="padding-left: 80px;">” 和歌森 玉 枝（消 費 者 委 員）</p> <p style="padding-left: 80px;">” 菅 谷 頼 道（事 業 者 委 員）</p>
<p>昭和59年9月17日 (月)</p>	<p>1. 上記付託紛争案件4件について、あっせん部会からあっせん成立の報告を受け、その内容等について審議、了承。</p> <p>2. 知事へ付託紛争案件の処理結果について報告。</p>

## 2 あっせん部会審議経過

回数	開催日	審議内容
第1回	昭和59年5月30日 (水)	申立人から事情聴取 (出席者) 申立人 B 同 C 同 D
第2回	昭和59年6月11日 (月)	申立人及び相手方Fクレジット株式会社から事情聴取 (出席者) 申立人 A 相手方 Fクレジット株式会社 本社管理室課長 G 〇〇〇支店 営業担当マネージャー H
第3回	昭和59年6月23日 (土)	あっせん内容等について審議
第4回	昭和59年7月6日 (金)	1. あっせん内容等について審議 2. 相手方Fクレジット株式会社に対し、あっせん案提示 (出席者) 相手方 Fクレジット株式会社 〇〇〇支店 営業担当マネージャー H
第5回	昭和59年7月18日 (水)	あっせん内容等について審議

回数	開催日	審議内容
(昭和59年7月28日、相手方Fクレジット株式会社から、7月26日付文書であっせん案を受諾する旨の回答がある。)		
第6回	昭和59年7月31日 (火)	1. あっせん部会から申立人4名に対し、あっせん案提示 2. 申立人4名あっせん案を受諾 3. あっせん部会委員の立合いのもとに紛争当事者協定書に調印 (出席者) 申立人 A 同 B 同 C 同 D 相手方 Fクレジット株式会社 〇〇〇支店 営業担当マネージャー H

### 3 東京都消費者被害救済委員会委員名簿

◎ 会 長      ○ 会長代理

	氏 名	現 職	今 回 の あっせん部会
学識経験者委員	◎ 高柳 信一	専修大学教授（行政法）	
	○ 清水 誠	東京都立大学法学部教授（民法）	部 会 長
	正田 彬	慶応義塾大学産業研究所教授（経済法）	
	野村 宏治	弁護士（第一東京弁護士会所属）	委 員
	上村 正二	弁護士（東京弁護士会所属）	委 員
消費者委員	中村 紀伊	主婦連合会副会長	
	並木 良	東京都地域婦人団体連盟副会長	
	和歌森 玉枝	東京都地域消費者団体連絡会中央委員	委 員
事業者委員	宮入 正則	東京都商工会議所国民生活委員会副委員長	
	菅谷 頼道	東京都中小企業団体中央会会長	委 員
	藤井 達雄	東京都商工会連合会専務理事	

#### <参 考>

#### 部 会（3部会）

- あっせん部会 …… 事件ごとに会長の指名する学識経験者、消費者、事業者の三者委員をもって構成
- 調 停 部 会 …… 学識経験者委員全員をもって構成
- 訴訟援助部会 …… 学識経験者委員全員をもって構成